

### 第3款 乗車券の紛失

(乗車券紛失の場合の取扱方)

第130条 旅客が、旅行開始後、乗車券あるいは、整理券を紛失した場合であつて係員がその事実を認定することができない時は、既に乗車した区間について無札旅客として第127条・第129条による旅客運賃・増運賃を前途の乗車区間については、普通旅客運賃を収受する。ただし、係員がその事実を認定することができる時は、その全乗車区間に対する普通旅客運賃を収受して、増運賃は収受しない。

2. 前項の場合、旅客は旅行終了駅において、再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券または回数乗車券を使用する旅客はこの限りではない。

3. 第1項後段及び前項の規程は、旅客が旅行開始前に乗車券を紛失した場合に準用する。

(再収受した旅客運賃の払い戻し)

第131条 前条の規程によって普通旅客運賃または増運賃を支払った旅客は、紛失した乗車券類を発見した場合は、その乗車券と再収受証明書を最寄り駅に差し出して、発見した乗車券1枚につき手数料220円を支払い、その旅客運賃について払い戻しの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃及び増運賃を支払った日の翌日から起算して1ヶ年を経過した時は、これを請求することができない。

(団体乗車券紛失の場合の取扱方)

第132条 旅客が団体乗車券を紛失した場合であつて、係員がその事実を認定することができる時は、第130条の規定に関わらず、220円の手数料を収受して、別に旅客運賃または料金を収受しないで、相当の団体乗車券の再交付をすることがある。ただし、再交付の請求した時において、当該乗車券について既に旅客運賃・料金の払い戻しをしている場合を除く。

(貸切乗車券紛失の場合の取扱方)

第132条の2 旅客が貸切乗車券を紛失した場合は、原貸切乗車券を発行した駅に限って220円の手数料を収受して別に貸切旅客運賃または、料金を収受しないで相当の貸切乗車券を再交付することができる。